

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月13日京都市条例第26号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第26号

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正する条例

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)